

Q 会社勤めを始めたため新たに保険証ができたのですが、国保の保険証がまた届きました。どうすれば良いですか？

A 資格の変更があった場合にはその都度届け出てください。放っておくと、保険料の二重払いにもなりますので、至急窓口まで問い合わせてください。

届け出に必要なもの

- ① 国保の保険証
- ② 新しい保険証
- ③ 世帯主の印鑑



◆国保Q&A

高額の医療費などの各種払い戻しを受ける場合、申請手続きに領収証が必要です。病院や薬局などでもらった領収証は、申請が終わるまで大切に保管してください。

◆領収証は大切に保管を

◆10月は国民健康保険証の更新月です
現在お持ちの保険証の有効期限は9月30日です。新しい保険証は9月下旬に郵送しますので、記載事項を確認してください。なお、保険料を滞納している世帯には、郵送ではなく納付相談後に窓口で直接お渡しする場合があります。
10月以降、病院へかかる場合は、必ず新しい保険証を提示してください。期限切れの保険証は、市役所または各支所窓口で随時回収（郵送可）しています。

◆10月1日から変更になります

- ① 出産育児一時金の支給額
30万円 ↓ 35万円
※10月1日以降の出産から該当

◆10月1日から変更になります

- ② 70歳以上（または老人保健該当者）の自己負担割合
2割 ↓ 3割
※所得が判定基準を下回る人（自己負担割合1割の人）は変更ありません

③ 高額療養費の自己負担限度額

■70歳未満の人の自己負担限度額

	3回目まで	4回目以降※2
上位所得者※1	150,000円 (139,800円) + 医療費が500,000円 (466,000円) を超えた場合は、その超えた分の1%を加算	83,400円 (77,700円)
一般	80,100円 (72,300円) + 医療費が267,000円 (241,000円) を超えた場合は、その超えた分の1%を加算	44,400円 (40,200円)
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

■70歳以上の人の自己負担限度額

	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
一定以上所得者	44,400円 (40,200円)	80,100円 (72,300円) + 医療費が267,000円 (361,000円) を超えた場合は、その超えた分の1%を加算。4回目以降※2の場合 44,400円 (40,200円)
一般	12,000円	44,400円 (40,200円)
低所得II	8,000円	24,600円
低所得I	8,000円	15,000円

※1 国民健康保険料の算定の基礎となる基礎控除後の総所得金額などが600万円 (670万円) を超える世帯
※2 過去12か月間に、1つの世帯での支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額
※ 数字は変更後、() 内は変更前の金額

国民健康保険のお知らせ

問い合わせ先 保険年金課 (市役所 1階6番窓口) ☎32・2071、または各支所窓口

すこやか健診 早めの受診を

高齢期になって介護が必要になる原因は、「病気」と「老化」。老化のサインを早期に見出すため、65歳以上の人の「すこやか健診」では、介護予防の項目（血液検査、問診など）を追加しています。

愛育委員さんに配布された黄色の問診票（表・裏）を必ず記入し、医療機関に持参してください。

期間 10月末まで（予約要）

※10月は混み合いますので、早めに受診してください

問い合わせ先 健康増進課 ☎32 - 2069



初診時や保険証が変わったとき、また月初めの受診時には必ず保険証を病院の窓口へお出しください。



問い合わせ先 津山市市民憲章推進協議会 ☎23・1514

市 民憲章ブース

参加団体による活動展示、AED（自動体外式除細動器）実演、健康相談

ア トラクション

気球体験（無料・1人1回）、キックゲーム、はしご車展示

物 産・飲食ブース

各地の物産の販売と飲食

各地の特産品を食べて、飲んで体験しよう！

体 験ブース

紙すき、刀鍛冶、竹細工、陶芸「まがたま」作り

各地の伝統を実際に体験

文 化・伝統紹介ブース

市内各地域を写真とともに紹介



事業所・企業統計調査にご協力を

10月1日を基準日として、全国いっせいに平成18年事業所・企業統計調査を実施します。この調査によって、事業所・企業の地域別、産業別、従業員別などの構成を明らかにし、今後の様々な施策に活用していきます。

対象 すべての事業所

とき 9月下旬～

※調査員は必ず「調査員証」を携帯しています

調査の結果は、統計作成の目的のみに使用し、それ以外の目的に使用することはありません。ご協力をお願いします。

問い合わせ先 企画室 ☎32 - 2027

公的年金の現況届が原則提出不要に

国民年金や厚生年金などの公的年金の受給者が誕生月に提出する現況届（はがき）が12月生まれの人から不要になりました。今後は社会保険庁が住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）を利用して現況確認を行います。

次の場合は現況届が必要

◆加給年金額対象者の生計維持確認や診断書などが必要なとき

◆住基ネットでの現況確認ができない場合

①社会保険庁と住基ネット間で名前・生年月日などの情報相違②外国籍③住所が国外など

問い合わせ先 保険年金課 ☎32 - 2072、または「ねんきんダイヤル」 ☎0570 - 07 - 1165

10月1日は「浄化槽の日」です。合併処理浄化槽を正しく使って水環境を守りましょう。